



障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}をなくし ともに生きる地域^{ちいき}を目指す

1975年^{ねん}12月^{がつ}9日^かに国連^{こくれん}で、「障害者^{しょうがいしゃ}の権利宣言^{けんりせんげん}」が採択^{さいたく}され、この日^ひに合わせ、障害者^{しょうがいしゃ}基本法^{きほんほう}では12月^{がつ}3日^かから9日^かまでを「障害者週間^{しょうがいしゃしゅうかん}」と定めて^{さだ}ています。

合理的^{ごうりてき}配慮^{はいりよ}の提供^{ていきょう}を民間事業主^{みんかんじぎょうぬし}に義務^{ぎむづ}付ける改正^{かいせい}障害者差別^{しょうがいしゃさべつ}解消法^{かいしょうほう}が、令和3年^{れいわ}5月^ごに成立^{せいりつ}しました。

これまで、合理的^{ごうりてき}配慮^{はいりよ}の義務^{ぎむづ}付けは国^{くに}、県^{けん}、市町村^{しちようそん}のみで、民間事業者^{みんかんじぎょうしゃ}には努力^{どりよく}義務^{ぎむ}となっていました^が、今回の改正^{こんかい}で民間事業者^{みんかんじぎょうしゃ}にも義務^{ぎむ}として配慮^{はいりよ}提供^{ていきょう}が求め^{もと}られることとなります。



障がいのある人は、生活する中で「動きづらい」「伝えづらい」「聞きとりづらい」「読みづらい」「見えづらい」などと感じることがあります。そのような場面で、障がいのある人から支援が必要という意思が伝えられなかったに、「負担が重すぎない範囲」で支援や対応をすることを合理的配慮といえます。

障がいの種類や程度は人によって様々であり、さらには場面や状況によって、求められる対応の内容は異なります。

 **合理的配慮とは**

 **差別について**



このような場合は差別にあたります。

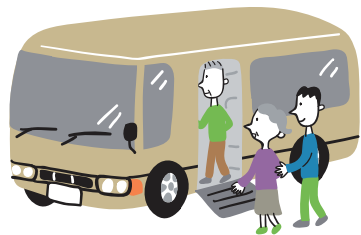
例

- ・ イベントなどへの出席を拒否する
- ・ 障がいを理由に、支援がないにも関わらず介助者の同行を拒否したりする
- ・ 本人を無視して介助者だけに話しかける

合理的配慮の例

障がいのある人と外出する

▼あらかじめ、どのような支援や配慮が必要か確認する。移動時間は長すぎないか、道中に多目的トイレはあるか、目的地はバリアフリーに対応しているか（どの程度対応しているか）、健康面で配慮すべきことなどを確認する。



災害時、避難場所で落ち着きがなくなったり、パニック状態になっている人がいる

▼非常に、どうすればいいかわからなくなったり、人がたくさんいる場所でパニックを起こす人がいます。広い部屋へ案内したり、一時的に外に連れ出してあげるなど、落ち着ける環境を探しましょう。



電車やバスなどの交通機関で、ヘルプマークをつけた人が立っている

▼「何かお手伝いをしましょうか？」と声をかける。座席を譲ったり優先的に案内する。



「過度に負担にならない範囲」について

支援する際に、障がいのある人と支援する人の双方にとって、過度な負担がないことが大切です。何らかの理由（お金がかかりすぎる、物理的に難しいなど）で必要とされている支援を行うことが難しい場合は、その理由を説明し理解してもらえるよう努めましょう。双方ができること、できないことを伝え合い、適切な方法を考えることが合理的配慮です。



過度に負担にならない範囲での支援の例

来訪者より身体障がい者用の駐車場に停めたいと申し出があったが施設にはない

▼臨時でカラーコーンなどで駐車スペースを作る。スペースを設けることが難しい場合は、事情を説明し施設から一番近く行き来しやすい駐車スペースを案内する。屋外を移動する際は誘導する。



施設にスロープをつけて欲しいと申し出があった

▼すぐに設置することが難しい状況であれば、そのことを説明し、段差がある場所では代わりに簡易スロープを使う。または職員による補助を申し出る。



※国の法律等の固有名称や湯浅町の過去の計画を除き、「障がい」と表記しています。そのため、「障がい」と「障害」の二つの表記が併存しています。

問い合わせ先 福祉課福祉係 (10・11番窓口) ☎64-1120



ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。湯浅町では希望する方に無料で配布しています。